（a）債務不履行　発行会社が、本特定社債要項に基づき支払うべき金額を本特定社債要項所定の期日に支払わなかった場合

（b）破産等　(i)発行会社が、自ら破産関連法令に基づく倒産手続を開始した場合、(ii)発行会社が、会社更生、会社整理、債務整理、債権者救済命令、解散、倒産処理又はこれらに類似するその他の管轄の法令（現在若しくは将来において効力を有するものを含む。）に基づく倒産手続を開始した場合、(iii)発行会社以外の者の申立てにより、発行会社につき、破産関連法令に基づく破産手続又は会社更生、会社整理、債務整理、債権者救済命令、解散、倒産処理若しくはこれらに類似するその他の管轄の法令（現在若しくは将来において効力を有するものを含む。）に基づく倒産手続が開始され、かつ、当該手続が開始から三十日間継続して却下されない場合、(iv)発行会社が支払不能に陥った若しくは破産手続開始決定を受けた場合、(v)救済命令又はその事実若しくは手続を認めるその他の命令が下された場合、(vi)発行会社若しくは発行会社の財産の重要部分に関して保全管財人等が選任され、当該選任の日から三十日間継続して解任されない場合、(vii)発行会社が債権者に対し包括的な財産譲渡を行った場合、又は(viii)発行会社が上記事由を生じさせるために何らかの行為を行った場合

（c）特約　発行会社が本特定社債要項（但し、上記（a）を除く。）又はその他の特定社債関連契約に含まれる条項、特約若しくは合意の履行又は遵守を怠った場合において、発行会社が本特定社債権者から当該債務不履行に係る書面による通知を受領した日から五営業日を経過してもなお債務が履行されない場合

（11）期限の利益喪失事由が発生しかつ継続している場合、本特定社債の一部についてのみ支払期日が到来しているかにかかわらず、本特定社債権者は、劣後契約に従い、慣習法若しくは衡平法又は特定社債関連契約に基づき発行会社に対し有する一切の権利、権限及び救済手段をいつでも随時行使することができる。本特定社債権者が行使する行為は重畳的かつ同時に実行可能なものであり、慣習法若しくは衡平法又は協定に基づく本特定社債権者のその他の権利及び救済手段を害することなく、本特定社債権者は、法令上認められている範囲内で、何時にてもその選択により、その単独の裁量で、独立して、個々に、連続して若しくはまとめて又はその他の方法で行うことができる。本特定社債権者が本特定社債に関して受領する金額は、慣習法若しくは衡平法又は特定社債関連契約に基づく権利、権限又は救済手段その他の行使によるものであるかどうかにかかわらず、本特定社債権者がその単独の裁量で、元本、経過利息、遅延損害金及び経費の支払並びに損害賠償及び発行会社が本特定社債権者に対して負うその他の義務として配分することができる。

（111）期限の利益喪失事由が発生した場合、本特定社債権者は、劣後契約に従い、発行会社に対し通知又は催告をすることなく、また、本特定社債要項に基づく発行会社の義務を免除することなく期限の利益喪失事由を解消するための措置を講じることができる。但し、その義務は負わない。本特定社債権者が本項に基づく自己の権利を行使した場合、それにより発生した費用及び経費（法令上認められている範囲内の合理的な弁護士費用を含む。）は、本特定社債権者の請求に応じて、発行会社が本特定社債権者に対し支払うものとする。

七、本要項第二十三項（本特定社債購入者）について、その全文を削除し、代わりに以下を追加する。

本特定社債は、株式会社イシン・ヨコハマ・ホールディングスが総額を引き受けるものとする。

八、本要項別紙１に、以下の定義を追加して変更する。

（11十11）「関連法令」とは、政府機関が定めた一切の関連制定法、法律、規則、法典、政省令、決定、条例、許認可、証明書及び命令（いずれも改正・改訂が加えられている場合はその改正・改訂後のものをいう。）で現在又は将来において実際に効力を有するもの並びに政府機関が発したこれらに関する解釈（司法命令、行政命令、承認、決定、和解条項及び判決等も含むがこれらに限定されない。）一切をいう。

（11十11）「劣後契約」とは、本特定社債権者、発行会社及び株式会社新生銀行の間で、平成二十三年七月二十九日付で締結されるSUBORDINATION AGREEMENTをいう。

平成二十三年十月十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

聖坂特定目的会社

取締役　井出　清彦

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年10月12日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ＴＨ販売株式会社　②国土交通大臣(8)3137　③代表取締役　縄田屋順　④東京都渋谷区道玄坂一丁目21番６号　廃止した従たる事務所　千葉県船橋市葛飾町二丁目405番地３　大阪府大阪市中央区南船場四丁目４番３号　愛知県名古屋市昭和区八事本町101番地11　神奈川県横浜市都筑区中川一丁目４番１号　⑤2000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区道玄坂一丁目21番６号　ＴＨ販売株式会社　代表取締役　縄田屋順

①株式会社ヨコタハウス　②愛知県知事(6)14133　③代表取締役　横田守人　④愛知県名古屋市東区泉二丁目28番24号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市東区泉二丁目28番24号　株式会社ヨコタハウス　代表取締役　横田守人

①ハイネスコーポレーション株式会社　②国土交通大臣(2)6482　③代表取締役　緒方一彦　④大阪府大阪市中央区伏見町４―２―14　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市中村区名駅３―22―８　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市中央区伏見町４―２―14　ハイネスコーポレーション株式会社　代表取締役　緒方一彦

①有限会社ホウガ　②兵庫県知事(1)30223　③代表取締役　渡瀬久男　④兵庫県川西市平野１―25―12　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県川西市平野１―25―12　有限会社ホウガ　代表取締役　渡瀬久男

①株式会社ジェイ・エス・ビー九州　②国土交通大臣(2)6518　③代表取締役　山本貴紀　④福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目２番２号ハニービル２階　廃止した従たる事務所　福岡県福岡市博多区中洲５丁目２番３号許斐ビル２階　⑤500万円　⑥九州地方整備局長　⑦福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目２番２号ハニービル２階　株式会社ジェイ・エス・ビー九州　代表取締役　山本貴紀